

事 務 連 絡

平成23年4月15日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る業務の引継ぎについて

標記については、平成23年4月1日付け事務連絡「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る留意事項等について」により、「労災診療費に係る専門的なノウハウの国への伝達等」の伝達手法等については、別途示すこととしていたところであるが、今般、受託者である財団法人労災保険情報センターと伝達事項及び手法等を調整したので、別添を参考に確実な引継ぎを実施されたい。

なお、引継ぎを終了した局においては、速やかに別紙様式によりその結果を報告すること。

(別添)

専門的なノウハウの国への伝達手法等について

1 伝達事項

(全体)

- ・一連の業務における効率的な事務処理の業務分担と流れ
- ・審査点検手法の効率的・効果的運用
- ・受付、点検、疑義の整理、医療機関への照会など、各段階における職責別の効率的な役割分担
- ・点検水準の向上・職員間の均一化を確保するための具体的方策

(個別)

- ・受付、点検、疑義の整理、医療機関への照会など具体的な手法
- ・疑義付箋のわかりやすい記載方法
- ・誤請求等が多い医療機関とその内容
- ・レセプトにおける診療科ごとの、具体的な事例を踏まえた効果的な確認事項、チェックポイント
- ・医師や医療機関への効率的・効果的な照会方法
- ・点検漏れ等を防ぐための効果的な方策

2 伝達手法と最低実施期間

- (1) 研修会（受託者本部指定のテキストによる座学）－必要な期間
- (2) 実地研修（OJT方式）－最低2週間程度
- (3) 現場説明－最低1週間程度

3 留意点

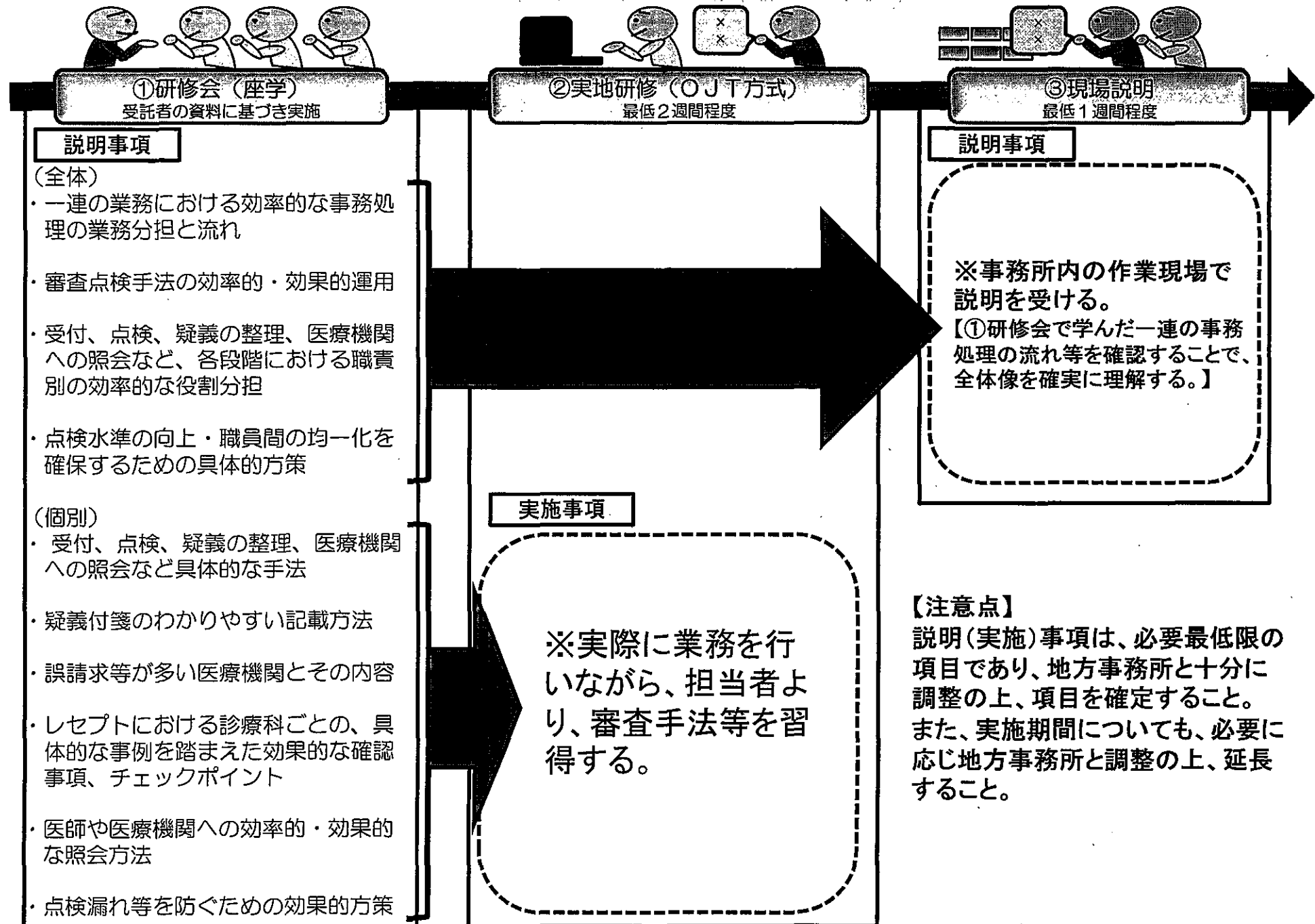
- (1) システムに係る実地研修については、5月に予定されている新システム導入後に実施すること。
- (2) 実施研修については、受託者の地方事務所と研修内容及び研修時間等を明確に設定することで、実質的に委託業務を労働局が行っている状態等にならないよう留意すること。

なお、伝達の流れについては、別紙のイメージ図のとおり。

※これらは、必要最低限の項目であり、地方事務所と十分に調整の上、項目を確定すること。また、実施期間についても、必要に応じ地方事務所と調整の上、延長すること。

専門的なノウハウの国への伝達手法等について(イメージ図)

(別紙)



業務の引継ぎについて(結果報告)

労働局

【記載事項】

各項目ごとの引継ぎを受けた担当者の人数、時間を記載すること。

ただし、各項目をまとめて、記載しても差し支えない。(例:①～③ 3人 10時間(h))

手法	番号	項目	人数	時間(h)	手法	番号	人数	時間(h)			
研修会		(全体)									
	①	一連の業務における効率的な事務処理の業務分担と流れ			現場説明	①					
	②	審査点検手法の効率的・効果的運用				②					
	③	受付、点検、疑義の整理、医療機関への照会など、各段階における職責別の効率的な役割分担				③					
	④	点検水準の向上・職員間の均一化を確保するための具体的方策				④					
	⑤	〇〇について				⑤					
	⑥	〇〇について				⑥					
		(個別)									
	A	受付、点検、疑義の整理、医療機関への照会など具体的な手法			実地研修	A					
	B	疑義付箋のわかりやすい記載方法				B					
	C	誤請求等が多い医療機関とその内容				C					
	D	レセプトにおける診療科ごとの、具体的な事例を踏まえた効果的な確認事項、チェックポイント				D					
	E	医師や医療機関への効率的・効果的な照会方法				E					
	F	点検漏れ等を防ぐための効果的方策				F					
	G	〇〇について				G					
	H	〇〇について				H					
			計					計		合計	